

意見書

平成20年11月12日

国立大学法人琉球大学
学長 岩 政 輝 男 殿

琉球大学教授職員会
会 長 星 野 英 一

法文学部教授のセクシャル・ハラスメント裁判に関して

平成18年10月以来、法文学部一教授が大学内における学生との男女関係を理由に、教え子から損害賠償請求の被告とされ、一審では原告の訴えが退けられたものの、原告はその判決を不服として控訴し現在係争中である件に関して、琉球大学はこれまでのところ、その教育的使命を与る教育機関として本件についてどのような認識をもち、それに見合った行動を取っているかについての説明責任を、社会に対して、そして何よりも大学を構成するもう一方の当事者である学生に対して、未だに果たしていないと本会は考えています。

そこで、本会は、学生の不安や混乱を取り除くという趣旨において、まずは在学生に向けて大学が次のことを行うよう求めます。

- 1) 今回、キャンパス内で、学生の学習環境を脅かし、一般社会の信頼を損なうような事態が発生したことに対して道義的に謝罪すること
- 2) 本事件で失われた信頼を大学当局および教職員が一丸となって回復するべく努力を傾けると誓うこと
- 3) 本事件によって不安やストレスを感じた教職員、学生がいた場合は、適切な心理的相談ないしケアを行うこと

これらのことは、裁判で争われている法的な問題とは別のこととして、大学として当然取るべき、そして、すぐにでも対応可能であると考えます。

さらに、控訴審の結果が出たらすみやかに記者会見を開き、上の1および2については一般社会に対してもアナウンスすることを求めます。

以上